

令和3年度 第4回松戸市介護保険運営協議会議事録

開催日時	令和4年2月17日（木）午後2時から午後3時45分まで
開催場所	松戸市役所新館7階 大会議室（一部オンラインにて実施）
出席委員	川越正平 委員（会長）
	手島宏明 委員
	長谷川栄一 委員
	津川清 委員
	石山麗子 委員 ※オンライン出席
	久留善武 委員（副会長） ※オンライン出席
	小泉裕史 委員 ※オンライン出席
	石澤利章 委員 ※オンライン出席
	小川早苗 委員
	小島可代子 委員
	宮本哲男 委員 ※オンライン出席
	石井峰義 委員 ※オンライン出席
	原田信子 委員 ※オンライン出席
	丸田敬子 委員 ※オンライン出席

事務局出席者（※一部オンライン出席）

福祉長寿部	楊井部長、田中審議監、中沢参事監
高齢者支援課	長島課長、木村補佐
地域包括ケア推進課	川鍋課長、加藤補佐、上原補佐、関根主査、青木主査、 加藤主任主事
介護保険課	高橋課長、高安補佐、松崎補佐、屋城主幹、蟹江主査、 新里主査、須志原主査、小野主査、千代間主任主事
傍聴者	7名

令和3年度 第4回松戸市介護保険運営協議会議事録

日時：令和4年2月17日（木）
午後2時00分～午後3時45分
場所：市役所7階大会議室

（会長）

それでは、第4回松戸市介護保険運営協議会を始めたいと思います。
まず、会議の公開についてですが、当会議は公開の会議となっております。
本日の傍聴はありますか。

〇〇〇様他6名から、本日の会議を傍聴したいとのことであります。これを、許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（委員）

異議なし。

（会長）

どうぞ、お入りください。

<傍聴者入場>

（会長）

続きまして、報告1 資料No.1 「地域密着型サービス事業者等の状況について」について、事務局から説明をお願いします。

（介護保険課長）

報告1、資料1. 地域密着型サービス事業者等の状況につきましては時間の関係上、特にお伝えしたい点に絞って説明させていただきます。

1ページから5ページにかけては、令和3年11月末日現在の地域密着型サービスの利用状況を記載しております。

5ページ目をお願い致します。4番の『みくに24（にじゅうよん）ネット』につきましては、平成31年4月1日より休止しておりましたが、必要な人員の確保が可能となったということで、令和3年11月より再開をしております。

続いて7ページをお願い致します。今回記載の期間における実地指導につきましては、基本的には感染予防対策を行った上で事業所に訪問し実施をしておりました。現在は地域の感染状況と事業所毎の指定有効期間等を考慮し、現地での書面確認をしつつ、オンライン上で聞き取りを行うなど、可能な限り密を避ける形で行う場合や、指定有効期間に余裕がある事業所につきましては、有効期間内での実施延期などの対応も行っております。今後も地域の感染状況等も考慮しながら、都度判断してまいりたいと考えております。

以上説明とさせていただきます。

(会長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問などございましたら、お願いいたします。

(委員)

私の方でただいま課長の方からご説明されました、7ページの監査状況について、ご質問を挙げさせていただいております。この中で、ご回答を頂いているんですけども、さらにという形で、本日若干追加でお伺いしたいと思えます。

質問の1としまして、事故報告に関する松戸市の依頼文書の冒頭に以下の記述がありますということで、これはお手元にはないかと思えますので、2行でするので読み上げます。「介護事故につきましては、各事業所の所定基準に基づき、市町村にご報告いただいております、松戸市では次のとおり事務取扱をお願いいたします。」ということで、依頼文書がまずこれで始まっております。依頼文書等はホームページ等で簡単に見ることができますけれども、タイトルは事故報告の提出範囲と記入方法等について、とあります。さて、今の2行の文章の理解なんですけれども、ちょっとなかなか理解が危ういのでこの場でお伺いを致したいと思っております。ただいま読み上げた限りにおいて、理解の仕方なんですけれども、「介護事故について各事業所の指定基準に基づき市町村にご報告いただいております」これをまず確認したいんですけれども、松戸市には、事業所既定の基準に基づいた報告と、松戸市で依頼した事務取扱による報告と2本あるという理解になるのでしょうか。

(会長)

事務局お願いします。

(介護保険課長)

一点一点質疑応答の形でよろしいですか。基本的には、各事業所の指定基準云々という風に書かれておりますのは、ご案内のとおり地域密着型サービス等の指定基準は私共松戸市が作っております、また、県指定のものについては他の条例等の基準もございますので、それぞれに基づいて市町村にご報告いただいているということでございます。

(委員)

では、今回の7ページで挙げられている実地指導に関する報告に関しては、それぞれのということは、どちらに関する主な指導事項が発見されたということでしょうか。

(介護保険課長)

こちらは、7ページに記載してある内容というのは、地域密着型サービスの事業者ですので、基本的には松戸市の条例に基づくものをご報告いただくことにはなります。ただ、今回のことに含まれているかどうか微妙なところではあるんですが、特別養護老人ホームが行っている事業につきましては、老人福祉法に基づく報告事項もございますので、混在している可能性は無きにしもあらずというところですが、基本的にはこちらは、地域密着型サービスという介護保険法上の基準に基づく、松戸市条例に基づくものでございます。

(委員)

ありがとうございます。ということは松戸市のに基づくということだと、ホームページから見ることのできる、エクセルで表現されている事故報告書、事業所より松戸市、というこのファイル、フォーマットということよろしいでしょうか。

(介護保険課長)

この様式は、比較的最近変わったものでして、県も基本的にはほぼ同じような様式を使っており、様式そのものについてはそういった考え方になります。

(委員)

ありがとうございます。それでは、いくつか混在しているということは理解

いたしました。それでですね、報告に関して色々と松戸市なら松戸市で書式を指定されているわけですが、これらが、ご回答の中にもあったんですが、業者側さんと松戸市の側の認識の違いが原因の一つにあると書かれていると思うんですけれども、その辺は、様式とかどれを使うかっていうところからくる認識の違いが発生するんでしょうか。

(介護保険課長)

ここについては、大きく二つの内容がありまして、先ほど申しあげましたように、この様式というのは割と最近、年度を覚えておらず恐縮ですが、様式が変わりまして、以前の千葉県様式ですともう少し違った様式が存在しておりました。松戸市といたしましては、どの様式でも基本的にはお受けするということがまずありますので、様式の違いがあるから受け付けないとかそういったことではございません。加えて、先ほど委員さんがご紹介になったホームページにも多少記載があるんですが、例えば感染症の例について申し上げますと、松戸市については、以前から疥癬と呼ばれるヒゼンダニにかかわる感染症ですけれども、こういった感染症のご報告については、なるべくご報告いただくようお願いしております。この内容については、一般的には千葉県等では要求していない内容になります。そういったことも踏まえまして、集団指導等で指導させていただいている内容について齟齬があった内容について、実地指導でまたお願いをするというような考え方をしております。

(委員)

ありがとうございます。エンドユーザーの見方でしかないんですけれども、なにか一本筋が通っていて単一のフォーマットとか規定とかルールに基づいてものが動いているのかなと思ったら、ケースバイケース、いろんな局面によって臨機応変に使い分けられているという風に理解いたしました。

ということはなかなかこういう報告書があがってくるというような案件は今後も続くという風に見えるのですが、ちょっとそこが危惧される場所です。

(介護保険課長)

集団指導でこういう風にお願ひしますという指導は毎年毎年行っているところではあります、残念ながら中々浸透しない部分はあるかと思ひます。その部分を含めまして、実地指導というのは指導というのは若干言葉が強いですが

れども、こういう風にしてくださいね、という解釈の違いといいますか、そういったもののギャップを埋めるといった意味合いも多分に実地指導にはございますので、そこでお互いの意識を共有するということを図ればいかなと考えておりますので、残念ながら今後もこういったギャップは存在してしまうと、ただ、そういったギャップを埋めるための実地指導という風に我々は考えております。以上です。

(委員)

ありがとうございました。私の前職の関係もあって、事故防止というのは、私が申しあげた本筋を通して全員がびしっといくような形の中でものを見てきた人間ですので、若干違和感があったものでお尋ねをさせていただきました。大変よくわかりました。ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。その他ご質問いかがでしょうか。

(委員)

今話を聞いていまして、具体的にここに出ているような、報告すべき事故というのは、今回のケースではどんなものがあったのでしょうか。

(会長)

では事務局お願いします。

(介護保険課長)

これまでの介護保険運営協議会でご報告した事例で引用させていただきますと、過去、薬剤師会さんを含めまして、薬の関係の事故が多いですよというお話をさせていただいたかと思います。特に薬の関係につきましては、今回もあるんですけども、最近改正された国の様式ですと、薬の関係が載ってきたんですけども、以前は薬の関係というのは載っていませんね、松戸市として、薬について誤薬したとか落としたりとかについてはなるべく報告してくださいとお願いしていた経過はあります。ただ、今回様式が変わって明らかに薬が入りましたので、そういったところでの未報告というのは散見されます。以上です。

(委員)

すみません。薬だけですか。例えば今までの会議の中で、今回は対象外ですがけれども、転倒だとかそういった事故もありましたよね。そういったのも入るのでしょうか。

(介護保険課長)

転倒と言いましても、目安としてお願いしているところでは、転倒に限らず医療機関を受診したら出してくださいというような、ただ転んだから出してくださいというのではなくて、受診をするような状況であればお出しくださいという、これは県も同じようなレベルで指導をしておりますけれども、そういった類のお願いをしております、例がいいかわかりませんが、私共も家で転んで受診をした、こんな事故じゃないよね、と思って報告をしないといったケースもあつたりするんですが、私共の願いとしては、医療機関を受診したら、出してくださいというところで齟齬が生じている例がございます。

(委員)

引き続いて恐縮ですが、例えば施設内で、虐待であるとかパワハラのようなケース、これは事業者側も該当しますし、逆に入居者が非常に粗暴な振る舞いが多いとか、そういったことなんかも起こりやすいんじゃないかと思いますが、そういったものもこの事故の報告に入るのでしょうか。

(会長)

では事務局お願いします。

(介護保険課長)

虐待という言葉がお話に出てしまいますと、虐待にも多種多様ございますので難しいところはあるんですが、それが身体的なもので例えばけがをさせたりとかいうものであるならば、それは虐待云々ではなくて、受診につながるケースであれば事故報告としてはお出しいただくということになりますし、全然例は違いますけれども、いわゆる犯罪行為に近いような、警察沙汰になったものというのは、違う次元で事故報告を出していただくものになりますので、委員さんのご質問にお答えしているかわからないんですけども、広い意味での虐待になってしまうとなかなか事故報告に見えないレベルはあるかと思えますけ

れども、それはそれで地域包括ケア推進課の方でも虐待法に基づく対応はしておりますけれども、事故報告ということだと、どうしても目に見えるものになってしまう、その一つが医療機関受診ということになるかと思えます。以上です。

(委員)

分かりました。ありがとうございます。

(会長)

その他いかがでしょうか。

(委員)

同じこの7ページなんですけど、報告すべきことを報告していないということの指導の中で、例えば、同じ施設で同じようなことを繰り返すというのは、もしそういうことがあれば大きな問題だと思うのでそこが気になっていたんですけども、実際に同じ施設で同じようなことを繰り返しているというケースはあるのでしょうか。

(会長)

では事務局お願いします。

(介護保険課長)

ゼロではないと考えておりますが、現実的に実地指導は、指定の有効期間6年に1回とか3年に1回とかいうレベルで行くことになりますので、例えば毎年毎年実地指導をして、おかしいよということであれば、いろんな問題がそこに含まれるというように考えられるかなと思うんですが、3年、6年というスパンで考えますと、管理者さんが変わったりとか、経営の状況が変わったりすることもあることから、同じ事業者さんがまたあるということはあるのかなという風には思います。残念ながら今の実地指導のスパンでは、継続的にそのことが起きているのかということまで、はっきりとは見えてきませんが、実際実地指導入るときには前回どうだったよね、という確認をしながら見に行きますので、なるべくそれが再三出ないようにという形での指導は行っていきたいと考えておりますし、それ以外に冒頭申し上げた集団指導という形で、いろんな事業所でこんなことが起きていますよと、以前委員さんもここでお話になっ

ていたかと思いますが、そういったアクシデントになる前のインシデント事例ですとかそういったことも含めまして、集団指導の場で、こういう事故多いですから気を付けてくださいというような、防止につながるような指導はさせていただいているところです。

(委員)

分かりました。ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

その他ご質問ご意見ございますでしょうか。

(委員)

委員が質問をされて、回答として2ページ目の一番最後の項目にあったのですが、サービス付き高齢者住宅についてということで質問をされています。右側に回答がありますが、その回答の中で気になるところがありましたので、質問させていただきます。

回答の最初のところにですね、サービス付き高齢者住宅をはじめとする、高齢者向け住まいには、いわゆる施設ケアマネの配置は無く、という風に記載がありますが、サービス付き高齢者住宅にケアマネの配置がない、配置がないというか、サービス付き高齢者住宅でケアマネさんの事務所を開いたケースはないと理解してよろしいですか。

(会長)

では事務局お願いします。

(介護保険課長)

まず、サービス付き高齢者住宅をはじめとする高齢者向け住まい云々という話でいくと、またこれは色々な法律が絡んで説明が難しい部分はありますが、いわゆるサ高住と呼ばれるものにつきましては、市内にあるサ高住のうち、2か所以外は、住宅型有料老人ホームという類のものに近いものでして、つまりそこは、その箱の中には純粹に介護保険サービスをするものがない、という類の高齢者向け住宅になります。そういったところについては、当然外からサービスを入れるということになりますので、ケアマネジャーさんについても、訪

問介護とかについても、当然外からいれるというイメージになります。ただ、建物によってはその中に、中にといいますか横にといいますか、ケアマネさんの事務所があつたりということがゼロではないので、ただそれがサ高住として置かなければならないという施設基準ではなくて、たまたまその建物の横に関連のサービス事業者さんが存在するという考え方になります。以上です。

(委員)

続きまして、今のお答えですと、サ高住に支援施設というのがあるわけですよ。いうなればそこが、入居者の方に対して過剰なサービスが出ているのではないかという風な趣旨の質問ではないかと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

(会長)

では事務局お願いします。

(介護保険課長)

一般論としまして、松戸に限らず、サ高住あるいはこういった高齢者向け住宅については過剰なサービスが行われているのではないかと、ということが国レベルでも話題になっておりまして、今回のこの回答にも少し書いてありますけれども、ケアプラン点検のことで少し書かれているのは、やはりそういったことを今後しっかり見てくださいといった国の方針に基づいたものでの改定になっておりますので、そういったことが起きているのではないかと、ということはあると思います。現状はまだわかりません。

(委員)

続きまして、同じあれですけれども、この回答の中で、ただ今の回答と同じように、ケアプラン点検を実施していました、というように書かれています。実施した結果どうなのか、ということについてご存じでしたら教えていただきたいと思います。実施されたのは最近なのか少し前なのかはわかりませんが。

(会長)

では事務局お願いします。

(介護保険課事務局)

市内の居宅介護事業者は、現状休止を含めて140以上あります。そういった中で、いわゆるサ高住併設の事業所があるとかないとかっていうことは関係なく、ケアプラン点検は実施しているというところなんです。実施の中で、いわゆる抱え込みという、表現がいいのかどうかわかりませんが、しているかという判断までは、現状行っていないと。根拠を持ったケアプランを立てる、というのが、ケアマネジャーさんに求められる姿でありますので、そういった視点からケアプランは立てられているかどうか、という視点でケアプラン点検を実施しています。

(委員)

で、その結果はどうだったんでしょうか、ということをお伺いしたいんですけども。

(介護保険課事務局)

サ高住、高齢者向け住まいに関して、というところでしょうか。現状は、国の指針とかそういったことを受けていない状態でのケアプラン点検の実施になっていきますので、そういった視点での判断というのは行っていません。回答にも書かせていただいた通り、今後の手法について検討を行っているところで、今の時点でこういったことがみられています、といったことはお伝え出来ない状況です。

(委員)

では、今後はそういった趣旨をもって点検をしていくということによろしいんですか。

(介護保険課事務局)

はい。国の指針に基づいて実施をしていくということです。

(委員)

国の指針というよりも、元々問題意識としてそういうのは一般的にもあったし、松戸市の介護保険課さんでもそういう問題意識は当然あったわけですね。特に最近国の方でも声を出しているようですから、今後そういった点検をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございました。では大体出そろいましたでしょうか。

(委員)

お話のあったサービス付き高齢者向け住宅の関係なのですが、介護付きサービス付き高齢者向け住宅が多くなってきているところも多いし、単独の、松戸だけでなく、下がデイサービスで上がサ高住とか、色々な複合的な施設が出来上がっているような状態になってきているので、一概に国が言っているだけでなく、実態として状況が変わってきているのではないかと僕らはそういう風に考えております。

(介護保険課長)

今の委員さんのお話ですと、サ高住も色々サービスをそこでやっているところが多いのではないかなというようにお話だったと聞こえましたが、冒頭申し上げた通り、松戸の場合ですと、サ高住でいわゆる特定施設というのは2か所しかございません。それ以外のサ高住についても、これまでこの協議会でも話題にさせていただいている、いきいき安心プラン、介護保険事業計画の中で、サ高住でデイサービスをやるとか、そういったものを認めておりません。ただ厳密に言いますと、サ高住で広域型と呼ばれる大きい通所介護をやりたいというところがあると私共としても抑えようがないですけれども、地域密着型サービスの通所については、基本的には飽和状態であると考えております。あるいはいわゆる総合事業の中での通所型についても一定の飽和状態であることから、それについては認めていないのが松戸市の実情ですので、それほど委員がおっしゃるところまで、サ高住の中にフルスペックのサービスがついているところというのはあまりないという風に認識しております。以上です。

(会長)

他にご意見等ございますか。

無いようでしたら、報告1「地域密着型サービス事業者等の状況について」についての質疑を終わります。

続きまして、議題1 資料No.2「地域密着型サービス等の指定」についてのうち4～26ページ「新規指定2件」

「指定更新1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「2 地域密着型通所介護」「3 認知症対応型共同生活介護」を議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(介護保険課長)

議題1、資料2 地域密着型サービス事業者等の指定等についてご説明致します。

はじめに資料の訂正が2か所ございます。まず8ページをお願い致します。中央よりすこし上でございます、「人員の基準」の常勤換算の部分に誤りがございました。「人員の基準」の2「従業員の職種・員数」の② 1階の常勤換算数を4.3名から5.98名、2階の常勤換算数を4.2名から5.9名に修正をお願い致します。

次に16ページをお願い致します。中央あたりにございます「宿泊サービスの提供の有無及び概要」の費用に誤りがございました。1泊8千円の中に夕食及び朝食が含まれておりましたことから、この「(別途：夕食400円、朝食100円)」は削除をお願い致します。申し訳ありませんでした。

それでは今回ご審議頂く対象についてご説明致します。

1ページをお願い致します。新規指定と致しまして、小規模多機能型居宅介護1件、認知症対応型共同生活介護1件、指定更新と致しまして定期巡回・随時対応型訪問介護看護1件、宿泊を伴う地域密着型通所介護1件、認知症対応型共同生活介護2件、2ページ記載の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護1件でございます。

続きまして2ページ、報告と致しまして、宿泊を伴わない地域密着型通所介護2件、3ページ記載の居宅介護支援の新規指定が3件、指定更新が4件ございました。更新に先立ち実施した実地指導では、各事業所ともおおむね問題ないものと判断し、更新をさせていただいたことを報告致します。

それではご審議頂く詳細につきまして、はじめに4ページをお願い致します。小規模多機能型居宅介護および認知症対応型共同生活介護のせらび小金原公園につきましては、親会社の経営方針で、『株式会社日本(にほん)ケアリンク』が『株式会社ソラスト』に吸収合併されることを受け、新規指定を行うものでございます。詳細につきましては5ページから11ページ記載のとおりで、設備、勤務体制等につきましては現状指定を受けている状況と変更はございません。来る4月1日の指定を行う方向で進めてまいりたいと考えております。

続きまして12ページをお願い致します。定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定更新についてご説明致します。名称は『やさしい手八柱定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所』、運営法人は「株式会社やさしい手」、所在地

他、記載のとおりでございます。本年3月1日に更新の方向で進めてまいりたいと考えております。

続きまして16ページをお願い致します。宿泊を伴う地域密着型通所介護、名称は『一休』、運営法人は「有限会社インワード・ハピネス」、所在地他記載のとおり、利用定員は15名でございます。更新に先立ち実施した実地指導でも、基準上大きな問題がなかったことから、本年4月1日に更新の方向で進めてまいりたいと考えております。

続きまして19ページ、認知症対応型共同生活介護、名称は『愛の家グループホーム松戸上本郷』、運営法人は「メディカル・ケア・サービス株式会社」、所在地他記載のとおり、利用定員は18名でございます。こちらにつきましても実地指導等による確認でも大きな問題はないと判断し、来る3月1日に更新の方向で進めてまいりたいと考えております。

つぎに23ページ、同じく認知症対応型共同生活介護、名称は『グループホームさざんか』、運営法人は「生活介護サービス株式会社」、所在地他記載のとおり、利用定員は18名でございます。こちらにつきましても実地指導等による確認でも大きな問題はないと判断し、来る4月1日に更新の方向で進めてまいりたいと考えております。

以上6件についてご審議のほど、よろしく願いいたします。

(会長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

(委員)

質問をいたしまして、3ページの最初、No. 6に回答を頂いております。どういう介護施設なのかということで県の介護サービス公表システムというのを使っていたんですが、それを見ますと、5ページ、『せらび小金原公園』の加算提供体制の数字がところどころ違うという質問をしたんですが、県の方の公表システムのデータが一年二年遅れているというような感じで、市の方で、松戸市在宅医療・介護事業者情報検索システムというのがありまして、そこはより最新の情報が載っているということで、ご指摘を頂きました。内容を確認いたしまして、内容が間違っていないということは確認できたんですが、感じたことはですね、私共、「介護ナビ」というのをもらってまして、施設の状態というのがそこで分かる、状況が分かるというのは実は違っていて、施

設の住所と電話番号と施設の名前、業態ですね、小規模多機能だとか通所介護だとかそういうのが分かるということなのですが、逆に言えばそれしかわからないと。一方で、情報検索システムの方は、施設の内容が非常によくわかるということで、大変便利な制度だなという風に思います。県の方がデータがちょっと古いということで、市の方がそういう意味では優れているなという風に思います。

ただし、この情報というのはそんなに使われていないのではないかと心配するんですが、どんな感じでしょうか。「介護なび」は印刷物として配布もされていますので、多くの方が使われていると思います。ただこの情報システムの方は、あまり知られていないんじゃないかなと思ったんですがどうでしょうか。

(会長)

では事務局お願いします。

(介護保険課長)

知られているかというのは調査したことがないので、はっきりとしたことは申し上げられませんが、感覚的には委員さんがおっしゃるような感覚は私たちも持っております。堅い話で申し上げますと、情報公表システムというのは国が旗を振っているものでして、本来は県にいろんな情報が変わったら届出を出すというのが基本とはなっているんですけども、なかなかその部分は私共の方は手が出せない部分になりますので、お願いをすることはできても、出すか出さないかは事業者さんの判断になると。一方では、委員さんがおっしゃる通り、市民の方々がどうしたら事業所を選びやすいかということになると、いろんな見方があると思いますので、深く見たいという市民の方もいらっしゃる、どこにどんなものがあるんだというのが見たい市民の方もいらっしゃるというのがありまして、例えば先程ご紹介いただいた「介護なび・まつど」は比較的とっつきやすいような内容にしていることは間違いないです。ただ、数年前に介護保険事業者ガイドブックを作っていたときは、この公表システムに近いような内容を、各事業者に声をかけて作った時代もございました。ただ、残念ながらどんどんどんどん内容が変わってってしまうので、そういった意味では、まずは入り口的にこういったことでまずは知っていただくという形で今はやらせていただいております。答えておりませんが、あんまり知られていないかもしれない、と私たちも感覚的には思っておりますが、はっきり言って

わからない、ということになります。申し訳ないです。

(委員)

それでお願いはですね、今のデータへのアクセス件数というのが分かるようになっていきますよね。よくツイッターかなんかで何件の視聴があったというようなことができます。ということは、このシステムにもこれを取り入れれば、どれだけの人が使っているかが分かりますよね。ということは使われているか使われていないかが一目瞭然になりますので、ぜひご検討を頂ければありがたいなという風に思います。

(介護保険課長)

冒頭申し上げた通り、情報公表システムは国が運営しているものになりますので、私たちがアクセスがどれだけというのは把握ができません。国のサイトの中に千葉県サイトが入っていますので、松戸市がどうこうという類のものではないんです。なので、何かの折に、そういったものがどれだけ使われているか調べられないですかね、と国県に要望できる可能性はゼロではないですけれども、残念ながら私たちが、はい、わかりました、というお答えはできかねる内容になります。

(委員)

残念ですけども、やむをえませんね。私は市民として専門家の意見は別にして、亡くなったんですが親父さんとか、介護でどうしても面倒見てもらおうということで施設を探そうとしました。当然ケアマネさんから3つくらい紹介を頂くんですけども、実際に行ってみて判断するということになるんですが、行った時の判断は実は中々できないですね。そんなに変わりません。新規で入所するかどうかで行きますので、先方も非常に気持ちよく応対してくれる、これはもう当然のことですよね。だけど、ここがいいのかどこがいいのか、あとはもう周りの人に聞いてみるとかね、それも情報としては非常に少ない。そういう意味で中身が分かるような、施設の客観的な様子が分かるようなものがあるといいなと。という点では、今の情報検索システムというのは、まさにうってつけだと思いますので、ぜひ活用をですね、仕組みそのものは国が作っているとしても、活用についてももっともっとアピールしていただければ市民に役に立つんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

(会長)

ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

(委員)

何度もすみません。質問票の3ページ、中段にありますNo. 8ですね、これは『やさしい手』という、先ほどの人数のところでも出てきましたけれども、定期巡回の業務でありますけれども、12ページ、常勤は何名ですか、ということ聞いたんですけれども、一応数字は出てきていますが、ここは実は今利用している方というのは4名なんですよね。No. 1の資料のところでも出てきていましたけれども、4人しかいない、4人に対してこの人数というのは過大じゃないかなと思ったわけなんです、実はこの人数というのは、『やさしい手八柱』というのと、『看護小規模多機能かえりえ八柱』というのがあります、たぶん事務所が一緒になっているんですよ。だから看護小規模多機能とこの定期巡回と一緒にした人数を表示しているんだと思いますが、その場合この表示はですね、定期巡回の人数を補記するのがいいんじゃないか。事業所二つの分を併せてやっていますよと、結構大きな人数の場合にはそれでもいいかもしれませんが、業態として分けた形で説明するとしたら、全体で何人います、この業務については何人でやります、もちろん人数が増えれば増えてくるんでしょうけれども、そういった表示がよろしいんじゃないかと思いますので、工夫をしていただければと思います。

(介護保険課長)

誤解があるといけないのでご説明させていただくと、ここに書いてある人数は、この事業そのものの人数ですので、看護小規模多機能の人数がここに入っているとか、そういったものではないです。定期巡回としてこの人数を配置しています、という標記にしております。委員さんがおっしゃる通り、『やさしい手』という建物は先程のサ高住の議論ではないですけれども、サ高住の建物の中というか周辺というか、そこに看護小規模多機能があったり、定期巡回があったりケアマネ事業所があったりという建物形態なんです、ただ、この『やさしい手』の定期巡回の記載している人数については、純粹に定期巡回の配置人数を記載しています。以上です。

(委員)

そうすると、回答にありました通り、介護職員20名、看護職員5名の合計

25名の配置ということでしたら、No. 1の資料のところでも簡単に質問したんですけれども、4人という人数を相手に25人配置するというのは普通はないですよ。25人配置するというので仕事を始めても、いくなれば利用者が4人しかいなかったら25人そのまま配置しているわけじゃないですよ。当然減らしますよね。4人を相手する人数に減らすのが普通じゃないですかね。

(会長)

では事務局お願いします。

(介護保険課長)

この議論の前に、過去の介護保険運営協議会でもこの定期巡回の使い方や人数については再三提起されております。

結局、訪問系のサービスというのは、施設のキャパシティとは考え方が違うので、確かに委員さんのおっしゃるように4人しかいないのだから絞ればいいという考え方はゼロではないかと思いますが、お客さんが来ればどんどんそれを受けるのは構わないので、本当であれば松戸市的にはもっと受けてほしいという背景はあります。ただ、残念ながら定期巡回のサービスは進まないという違う課題が存在しているので、実際は委員がおっしゃる通り人数も少なくない部分も人員基準さえ満たせば構わないわけですが、私共としてはより積極的に定期巡回を進めていただきたいというような思いもありますし、基本的には事業所が出してきているものが、こういう配置ですというように来ているのでそれが多いか少ないかというのは、我々はあくまで人員基準を満たしているか満たしていないかということだけで判断をさせていただくので、もしかしたら人数が多いかもしれませんけれども、それは私共が今この人数にすべきとかそういうことをコメントする立場ではないかなとは思っております。

(委員)

納得いきませんが、わかりました。ありがとうございました。

(会長)

恐らくこの数字が全部兼務かということになっているので、他事業に従事している方もこの事業に関わるという登録になっていけば、兼務という人数になっているということだと思います。

他にご意見等ございますか。無いようでしたら、議題1のうち4～26ペー

ジ 「新規指定2件」、「指定更新1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「2 地域密着型通所介護」「3 認知症対応型共同生活介護」についてを承認いたします。

それでは概ね1時間経過いたしましたので、ここで換気のために10分間休憩といたします。再開は15時10分とさせていただきます。

<休憩>

(会長)

それでは時間となりましたので再開いたします。

続きまして、議題1のうち27～31ページ「指定更新4 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」について議題といたします。

審議の公平性に万全を期するため、関係する委員には一時ご退席をお願いいたします。

(会長)

それでは、事務局から説明をお願いします。

(介護保険課長)

それでは27ページをお願い致します。地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、名称は『特別養護老人ホーム 松峰苑』、運営法人は「社会福祉法人 松峰会」所在地他記載のとおりで、定員は29名でございます。実地指導等による確認でも大きな問題はないと判断し、来る4月1日に更新の方向で進めてまいりたいと考えております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

(会長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

(会長)

特に無いようでしたら、議題1のうち27～31ページ 指定更新4 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護についてを承認いたします。

事務局は退席した委員へ、入室を指示して下さい。

(会長)

続きまして、議題2 資料No.3「令和4年度松戸市基幹型地域包括支援センター運営方針について」

事務局から説明をお願いします。

(地域包括ケア推進課長)

議題2 資料No. 3「令和4年度 松戸市基幹型地域包括支援センター運営方針について」、ご説明いたします。

はじめに、令和2年度第4回の介護保険運営協議会において承認されました、今年度(令和3年度)の運営方針が「いきいき安心プランⅦまつど」に基づいて作成されていることから、来年度(令和4年度)の運営方針についても、これに基づき、大きな変更をしております。

今回の主な変更のポイントとしては、2点です。1点目は「より平易な表現を用いた方針の策定」、2点目は「特に基幹型包括の運営方針について、活動実績として評価が出来るよう、可能な限り具体的な活動内容の記載」です。では、「令和4年度 松戸市基幹型地域包括支援センター運営方針」の1ページをご覧ください。

赤字になっている部分が、令和3年度運営方針から変更している箇所でございます。本日は時間の都合上、特に説明が必要と考えられる箇所についてのみ、ご説明いたします。

「1 基幹型地域包括支援センター設置の目的」について、地域包括ケアシステムの構築の推進に関する記述を、厚生労働省ホームページに記載されている地域包括ケアシステムの説明と合わせて、記載しております。

また、略称の定義として、令和4年度は基幹型地域包括支援センターを「基幹型包括」、地域包括支援センターを「地域包括」としております。

なお、固有名詞については、略称を使用しておりませんので、ご了承ください。

次に「3 業務共通事項の実施方針」についてです。

(1)は「新型コロナウイルス感染症の拡大下における業務の取り組み」としております。新型コロナウイルス感染症対応を開始して2年が経過し、新しい生活様式を踏まえた業務の実施及び継続が前提となっております。

各地域包括におけるこの取り組みを、基幹型包括として支援できるように表現を修正いたしました。

2ページをご覧ください。

「(4) 地域包括支援センター職員の確保・育成」②について、これまで

「職種別部会」とだけ記載されていましたが、「職種が何か分からない」という意見を頂戴いたしましたので、今回「主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師」の3つの職種を明記いたしました。

「(6) 利用者満足の向上」①は、今回新たに追加した項目です。今年度第2回の本協議会において、令和2年度の基幹型包括の実績報告を行った際、「顧客満足について取り組むべきところが苦情についてのみの言及になっている」とのご指摘がありました。

これを踏まえ、令和4年度についてはこの部分を改善するため、顧客満足の向上を推進する内容を記載いたしました。

「(7) 公正・中立性の確保」①については、文章が分かりやすくなるよう、表現の修正を行ったうえで、基幹型包括として周知及び確認を行うという内容としております。

続きまして、3ページをご覧ください。

「4 個別業務の実施方針」「(1) 総合相談支援業務」①について、福祉まるごと相談窓口による多分野にまたがる相談対応と、多機関との協働・連携の推進を1つの項目にまとめております。

前回の方針では、多分野における相談機関の連携について、福祉相談機関連絡会にのみ言及しておりました。しかしながら、現在、地域においては多分野との個別支援を通じた連携や子ども・若者の支援を考えるネットワーク、さまざまなネットワークを構築する機会が生まれてきていることから、あらゆるネットワークを駆使しながら、連携を推進する内容に変更しております。

③について、マニュアルの整備は引き続き行っていくほか、基幹型包括と地域包括の間で、支援対応を行っている事例の報告及び共有を、より良い形で実施できるよう記載を追加したものです。これにより、事例対応の質の向上を図り、相談や支援を必要とする方々により良い形でアプローチできるよう努めてまいります。

④については、文章の表現が分かりやすくなるように修正したものです。

「(2) 権利擁護業務」④について、高齢者・障害・児童のそれぞれに対して「分野」という言葉を追加いたしました。併せて、広報活動の実施については、分かりやすい文章になるように変更しております。

次に、4ページをご覧ください。

「(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」②については、どんな事例について・誰が支援要請をしたのか・支援要請について基幹型包括は何をするのか、という流れが明確になるよう、表現を変更しております。

「（４） 地域ケア会議関係業務」①について、会議の開催・運営と会議への出席・連携を別の項目として記載していましたが、１つの項目にまとめました。保健医療・介護福祉を始めとした関係団体の出席及び各団体との連携による課題解決を目指す内容を記載しております。

④について、地域個別ケア会議とともに自立支援型個別ケア会議についても同様の方針にて実施する内容としております。この２つの会議体は、地域包括が会議メンバーとなっており、基幹型包括として会議の直前・直後、事前・事後の協議を行い、開催を支援してまいります。

続いて、５ページをご覧ください。

「（５） 介護予防ケアマネジメント業務・指定介護予防支援業務」①について、基幹型包括がどのような支援を行うか分かる表現に文章を修正しております。

「（７） 認知症総合支援業務」①について、令和３年度より全ての地域包括に認知症初期集中支援チームが設置されましたので、チーム運営に対する具体的な支援を記載しております。

②は今回新たに追加した項目です。認知症関連の協議体を通じて、基幹型包括と認知症コーディネーターが連携する内容となっております。また、オレンジ協力員の活動が更に活性化するように、基幹型包括として後方支援を行い、認知症の本人や家族のニーズに沿った活動や支援を行うチームオレンジの活動を推進してまいります。

④について、認知症に対する松戸市独自の取り組みである「あんしん一声運動」について説明を加えており、認知症を地域で見守る取り組みを更に推進する内容としております。

⑤については、認知症カフェ等の本人や家族が参加できる機会に対して、基幹型包括が周知や広報といった後方支援を行う内容といたしました。

⑥について、認知症地域支援推進員の具体的な活動に対して、基幹型包括として企画調整や広報等の活動をしていく内容となっております。

最後に、６ページをご覧ください。

「（８） 生活支援体制整備事業」①について、第１層・第２層の表記のみでは分かりづらいとのご意見を頂いております。そこで今回、第１層は市全域、第２層は松戸市内に１５ある日常生活圏域である旨の記載を追加いたしました。

②につきまして、これまで「支えあう地域づくり勉強会」という言葉を使用しておりましたが、現在、本市では、この会を「ワーキング」という名称と呼んでおります。しかし、こちら「ワーキング」という言葉では伝わりづらい

ため、文章にて「地域住民との協議や活動の場」と説明を記載しております。
また、「必要時支援」については、現在と支援内容は変わりませんが、実態に合わせて文言を修正したものです。

「(9) 松戸市指定事業」②について、サービス等の一覧表と相談受付マニュアルを併記しておりましたが、一覧表は市民の皆様へお渡しするもの・相談受付マニュアルは地域包括が手元に置いて使用するものであるため、明確に区別できるよう修正しております。

④については、総合事業に関する認定業務という表現になっておりましたが、総合事業については「特定」が正しいため、修正いたしました。

以上、議題2 資料NO. 3「令和4年度 松戸市基幹型地域包括支援センター運営方針について」の説明とさせていただきます。

(会長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

(委員)

基幹型地域包括支援センター設置の目的のところですが、高齢者が住み慣れたところでいきいきと安心して暮らしていくためには、支える側がストレスなく協力できるような体制作りが必要だと思っています。長時間の介護が日常化したり、あるいは18歳未満のヤングケアラーが場合によっては不登校になるというような問題にもなっているわけです。

2020年に初めて埼玉県で「ケアラー支援条例」が条例化されました。その後、茨城県や他市町村でも出始めています。「虐待防止条例」を作った松戸市ですから、同じようにケアラー支援について条例化をして、介護を受ける人も介護をする人も、いきいきとできるような体制づくりが必要ではないかと思っています。いかがでしょうか。

(地域包括ケア推進課長)

ご質問ありがとうございます。

実際に昨年7月の運営協議会の中でも、「ヤングケアラー」についてご説明をさせていただきました。ヤングケアラー支援については、子ども家庭相談課において「松戸市児童虐待防止ネットワーク」の構成機関であったり、関係機関に対して「ヤングケアラー」という概念を周知し、早期発見に努めています。

委員さんご指摘の「ヤングケアラー条例」ですが、令和2年に「虐待防止条例」を松戸市で制定しておりますので、連携推進会議の中で3虐待というようなところが連携して虐待防止に取り組むということがありますので、貴重なご意見を頂戴いたしましてありがとうございます。関係部署と共にこちらについて協議をしていきたいと前向きに考えております。以上です。

(会長)

継続してお願いします。

(委員)

先程説明した埼玉県の「ケアラー支援条例」については担当の方に資料を差し上げております。

この条例の内容ですが、県・市町村の役割、子供たちの通う学校の役割など、どういふことをしなければいけないのかが明記されています。私は「ケアラー支援条例」というのは大切なことなので、作られた方がいいのではないかと思います、先程お渡ししたのですが、決してヤングケアラーのことだけでなく高齢者を支えている人たちのものをいかに作れるのか、ケアラーのサポート、それから人材の育成だとかすべて載っていることなので、是非とも検討いただければと思います。以上です。

(会長)

委員お願いします。

(委員)

実は埼玉県のケアラー支援条例の有識者会議の委員長をさせていただいております。条例制定の後の計画策定から、ちょうど昨日も委員会があったところです。

ケアラー支援に関しては、おっしゃる通りヤングケアラーだけでなくすべての対象に対して必要です。ヤングケアラーに関しては特に部局間連携、個人情報の保護であるとか、虐待とは全く違った観点での支援が必要であるということ。むしろ、ヤングケアラーは18歳未満ですが、大学生であってケアラーであるとか該当しない方々に対する支援というものも必要になってきています。こうしたところも見ながらやっていけるような体制があれば、というように思っています。

(会長)

では、事務局からお願いいたします。

(介護保険課長)

今の委員のお話の中で部局間連携の話が出たかと思うのですが、まさに先ごろ子ども家庭相談課と介護保険課で連携しまして、ケアマネさんの研修会の場でヤングケアラーとはどういうものですよとかそういったものを子ども家庭相談課職員にも来てもらいまして、周知を始めたところです。

色んな意味でケアマネジャーさんがヤングケアラーをすぐ拾えるかということ、また色々あるかもしれないですけども、どういう人たちがヤングケアラーとかがわからないと一歩進みませんので、本協議会委員さんも参加されていますが、そういったところで少しずつ私共も部局間連携を進めていきたいと思っております。

(会長)

まずヤングケアラーのご質問をいただいて、それに留まらない取組みが必要だと、既に行われている取組みもあるとお話をいただきました。

昨年度まででも、介護者の集いであるとか、男性介護者向けの企画ですとか、市の方でもやってくださっているわけですけども、確かにヤングケアラーの問題がかなりフォーカスされるようになってきていて、今大学生という話もありましたし、ビジネスケアラーというような言葉も使われるようになっているようですし、以前から遠距離介護というような方、困難な方もいらっしゃるでしょうし、介護離職は社会基盤としても非常に困ることですし、昔から老老介護というのも実際に存在していますので、年齢でとらえるよりも介護者全体を見るような取組みというのがなされていくことが大事なことかなと言う風に伺って思いました。

事務局の方でも条例化も含めて前向きにご検討いただけると非常に心強いお話いただきました。

委員追加でご発言ありますでしょうか。

(委員)

「ケアラー支援条例」は家族等の介護者、ケアラーを介護の担い手とは考えないというところに一つの特徴がありまして、どうしても家族にどこか私たち

が期待をしてしまっているというところがあると思います。まずそこから概念を変えるということが一番の大きな特徴ですので、施策がどうかそういう前に考え方というものを全体的に浸透させるというところが重要かというように思います。

(会長)

ありがとうございます。

その他ご質問・ご意見等ございますか。

(委員)

3ページの4の個別業務の実施方針のところの1の①赤字書きのところで、共生社会の関係が書かれていると思うのですが、深読みすると、最終的に地域共生社会の地域包括ケアシステム全体の部分のシステムを支えるのが、基幹型の使命になっていくのではないかというように読むのは、深読みしすぎでしょうか。読めないことはないかと思ひまして、これからの課題だと思っているのですが。読みすぎでしょうか。

(会長)

他分野での基幹型はありますけれども、高齢者が属する世界の他問題に関わることでしょうか。事務局お願いいたします。

(地域包括ケア推進課長)

基幹型も含め、今回の「いきいき安心プランⅦ」の中でも多世代型地域包括支援システムの構築の強化というようなところで書かせていただいているのですが、やはり高齢者総合相談窓口として、地域包括支援センターを含め基幹型も今まで高齢者を中心とした相談ということやってまいりましたけれども、高齢者を起点として支援をしていく方々のご家庭を見た時には、そこに住まう障害のお子さんであったり、精神的なものを抱えている方もいらっしゃったり、引きこもりの方がいらっしゃったりとか、色々なご家庭の中に複雑な他問題を抱えている方々が家庭の中に存在するという部分が、一つ一つ丁寧な訪問を重ねていくと見えてくる現状がございますので、そういった部分での方々への直接的な支援ということではないですけれども、お話をお伺いして必要などころにつないでいたり、一緒に考えていたりというようなことをするには、分野、制度、そういったものにとらわれず、分野、制度を超えたそういった

方々への支援、そういう意味で地域共生的な視点をもって、地域づくりも含めて進めていく必要があると捉えておりました、基幹型包括の使命も含め、共生に向けたというようところが、今後期待されるというか、必要なところの業務だと捉えております。以上です。

(会長)

他にご意見ご質問ございますでしょうか。

無いようでしたら、議題2 「令和4年度松戸市基幹型地域包括支援センター運営方針について」の質疑を終わります。

続きまして、議題3 資料No.4 「令和4年度松戸市地域包括支援センター運営方針について」、事務局から説明をお願いします。

(地域包括ケア推進課長)

続きまして、議題3 資料NO. 4 「令和4年度 松戸市地域包括支援センター運営方針について」、ご説明いたします。

こちらの運営方針の変更点について、多くの項目が先ほどご説明いたしました資料NO. 3 (基幹型包括の運営方針)の修正や追記に合わせて変更を行ったものです。

そのため、地域包括の運営方針のみ変更や追加をしたものに絞ってご説明いたします。2ページをご覧ください。

「(5)個人情報保護の徹底」①について、地域包括が行う情報管理は、委託元である本市の個人情報保護に関する規程に従って行うよう、追加しています。

次に、4ページをご覧ください。

「(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」①について、介護支援専門員への支援の内容を分かりやすくなるように表現を変更したものです。

「(5)介護予防ケアマネジメント業務(第1号介護予防支援事業)・指定介護予防支援業務」②について、公正かつ中立の確保という文言を追加したものです。現状においても、地域包括が居宅介護支援事業所へ業務を委託する際には公正・中立を確保した上で行ってはおりますが、方針にも明記をいたしました。

その他の変更点については、資料NO. 3の変更と重複するため、説明を割愛させていただきます。

以上、議題3 資料NO. 4 「令和4年度 松戸市地域包括支援センター運

當方針について」の説明とさせていただきます。

(会長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

(会長)

無いようでしたら、議題3「令和4年度松戸市地域包括支援センター運営方針について」を承認したいと思いますよろしいでしょうか。

<異議なし>

(会長)

それでは、議題3「令和4年度松戸市地域包括支援センター運営方針について」は承認されました。最後にご意見・ご報告事項はございますでしょうか。

(地域包括ケア推進課長)

地域包括ケア推進課より1点、連絡事項がございます。

地域包括支援センター運営団体の公募に関する連絡です。

令和4年3月定例会において、令和4年度予算が松戸市議会の承認を受けた時は、令和4年度中に地域包括支援センター運営団体の公募を実施いたします。

公募が実施され、運営団体が選考された場合、その結果については、令和4年10月に開催される本運営協議会にて報告いたします。その際、本運営協議会の委員の皆様に対し、実施結果の承認をお諮りいたしますので、ご承知おきいただければと存じます。

(会長)

よろしいでしょうか。では、これで本日の議事は全て終了しました。進行を事務局にお返しします。

(司会)

会長、ありがとうございました。

本年度の介護保険運営協議会は本日が最後となります。ここで、福祉長寿部長よりごあいさつを申し上げます。

(福祉長寿部長)

本年度、また第11期委員の皆様の任期中最後となります、介護保険運営協議会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

今期の2年間を振り返りますと、委員の皆様のお知恵をいただきながら、第8期となる『いきいき安心プランⅦまつど』の策定し、地域共生社会の構築に向かう計画を策定することができました。

川越会長はじめ各委員の皆様には、長引く新型コロナウイルス感染症における予防対策として、一部をオンライン会議とした本協議会へのご協力を賜りつつ、毎回各案件について熱心にご議論をいただき、より発展的に進化させていくためのお知恵を頂くことが出来ました。改めてここに感謝を申し上げます。

各委員の皆様におかれましては、今後とも本市の介護・高齢者福祉行政に様々な機会でお力添え賜りますよう、改めてお願いを申しあげまして、ご挨拶とさせていただきます。

2年間ありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。

最後に、事務局から連絡事項がございます。

本日、お車でお越しの方がいらっしゃいましたら駐車券を職員にお申しけ下さい。

以上をもちまして、令和3年度第4回松戸市介護保険運営協議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。